

令和7年10月1日を目標に

中川・猿子川を特定都市河川に指定

郷桜井地区から長沢地区を流れる中川・猿子川について
特定都市河川の指定に向けた手続きを進めています

「特定都市河川」指定の目的

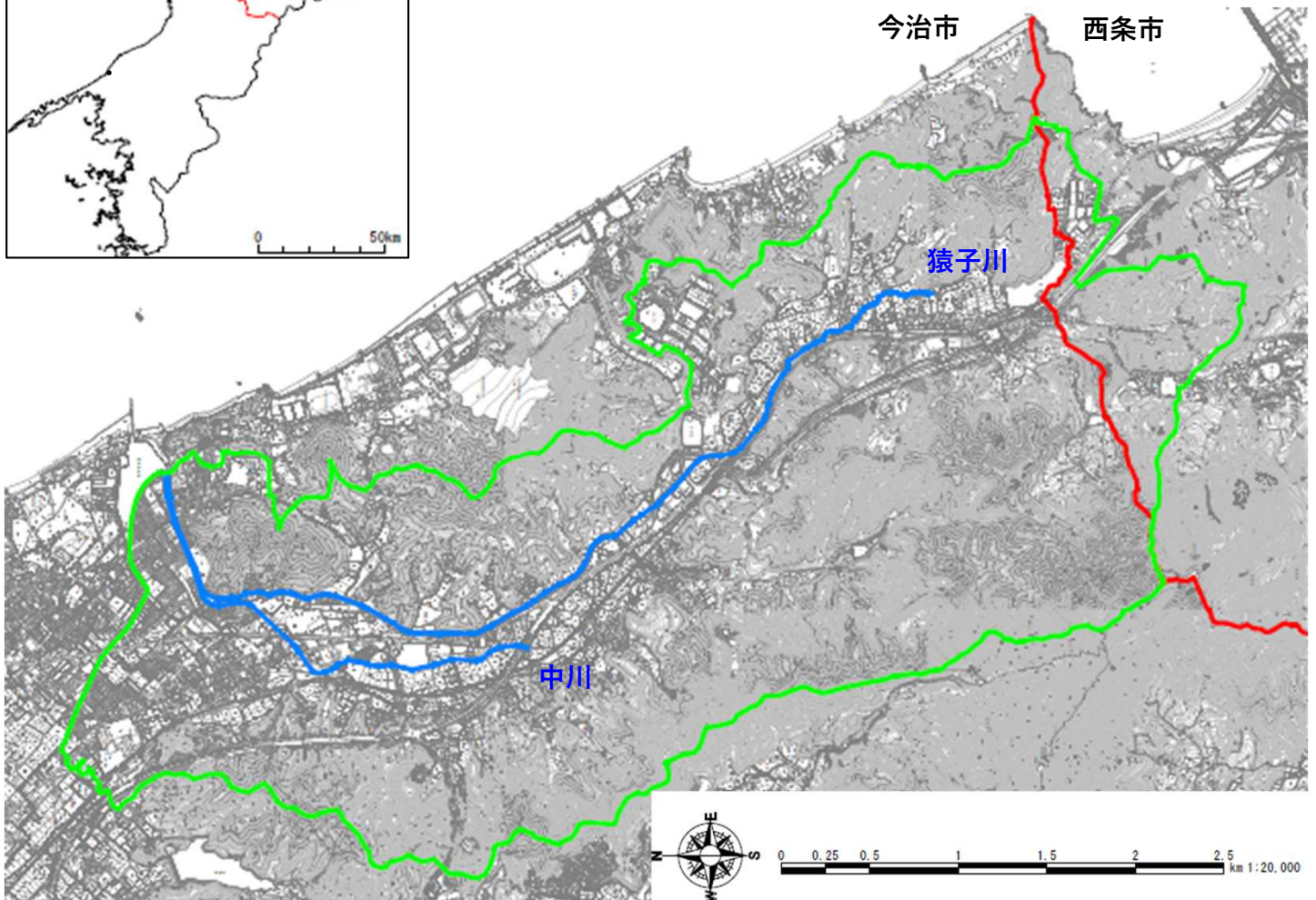
特定都市河川とは、接続する河川の水位が高い際に、支川からの排水が困難な河川や、海面の干満差による潮位変動の影響により排水が困難な河川等を指定するもので、このような河川の流域において、県・市が総合的な被害軽減対策を推進します。

令和3年の法改正により、郷桜井地区から長沢地区を流れる中川及び猿子川が指定可能となったため、指定に向けた手続きを進めています。

特定都市河川及び特定都市河川流域



- 凡例
- : 特定都市河川 (予定)
 - : 特定都市河川流域 (予定)
 - : 市境



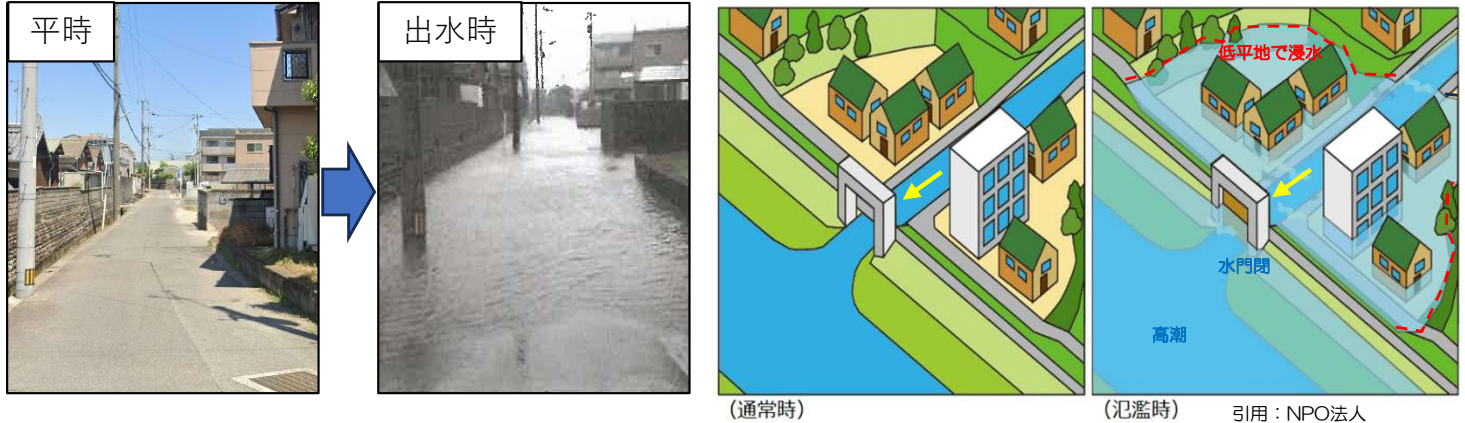
雨水浸透阻害行為を行う地域が特定都市河川流域内である場合、
まずは問合せ窓口にご相談ください。（詳細は裏面に）

現在の中川流域の状況と被害軽減対策について

中川流域については、下流域の都市化の進展によって水田や畑地などが減少することで、**流域の保水機能が低下**していることに加え、山地に囲まれた低平地といった地理的要因から、**洪水が下流市街地に集中しやすい地形状況**となっています。

周囲の土地利用に合わせ、古くから護岸などを整備していますが、近年の気候変動の影響による降雨量の増加に伴い、**平成29年9月には下流域において浸水被害**が生じています。

これを受けて、県・市連携のもと、流域内の関係者が協働して治水に取り組む「流域治水」の考えを取り入れることで、**流域全体での被害軽減対策を進めていきます。**



中川流域 浸水状況（平成30年9月台風24号）

内水氾濫発生メカニズム 引用：NPO法人 まちづくり情報センターHP

「特定都市河川」に指定されると？

- 指定後、速やかに県や市等で組織する法定協議会を設立し、被害軽減対策を進めるための流域水害対策を策定します。
- この計画に基づき、河川整備等のハード対策に加え、流出抑制対策や水害リスクを踏まえた土地利用等のソフト対策も活用して、効果的な被害軽減対策を進めていきます。
- 流出抑制対策として、特定都市河川流域内では、山林や畑地等の雨水貯留効果を保全し、河川への流出量を抑制していきます。
※この効果を維持するために、**1000㎡以上の開発の際には雨水貯留浸透施設の設置が必要になる場合があります。詳細は次ページをご覧ください。**



「流域治水」の考えを取り入れた
特定都市河川・流域での様々な被害軽減対策（イメージ）

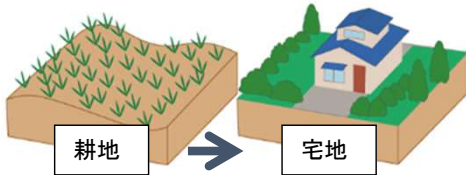
許可が必要な雨水浸透阻害行為とは？

特定都市河川流域内では、水災害に強い地域づくりの一環として、流域内の土地の浸透力を低下させるおそれがある行為（雨水浸透阻害行為）を1000㎡以上の面積で行う場合、許可が必要となり、行為前の流出雨水量より増加しないよう対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が義務付け※られます。

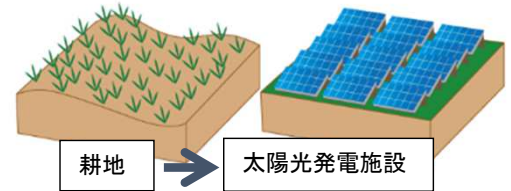
※特定都市河川浸水被害対策法第30条

雨水浸透阻害行為の例

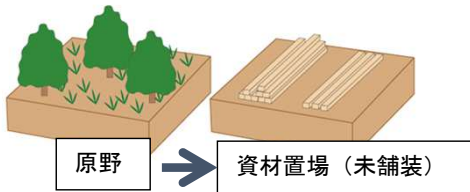
1. 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために
土地の形質の変更



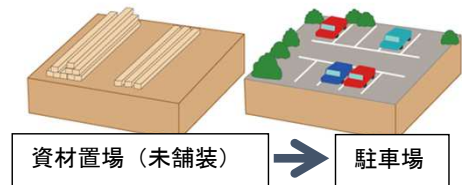
2. 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置



3. ローラー等により土地を締め固める行為



4. 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）



対策工事（雨水貯留浸透施設）には、どのようなものがある？

- **雨水貯留施設**には、公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがあります。貯留した雨水をポンプで汲み上げて散水等の雑用水として利用することも可能です。
- **雨水浸透施設**には、浸透ますや浸透トレンチ（溝）、透水性の舗装などのタイプがあり、浸水被害を防止・軽減するとともに、地下水の涵養にも効果があります。
- 浸透施設と貯留施設を組み合わせ、1つの対策工事として実施することも可能です。

貯留・浸透施設の例	浸透施設の例
<p>引用：流域治水施策集</p>	<p>浸透ます</p> <p>浸透トレンチ（溝）</p>

いつまでに許可が必要？許可を受けずに雨水浸透阻害行為をしたら？

雨水浸透阻害行為に関する工事は、許可を受けるまで着手することはできません。

なお、行為の内容により異なりますが、申請の事前相談から許可の通知まで、少なくとも1ヶ月程度見込まれるため、十分に期間の余裕をもってご対応されるようお願いいたします。

許可を受けずに雨水浸透阻害行為をした者には、法律※により、罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が設けられています。

※特定都市河川浸水被害対策法第85条

雨水浸透阻害行為の許可に必要な手順の流れ

雨水浸透阻害行為の対策工事として雨水貯留浸透施設を設置する場合は、まず事前相談を行い、必要に応じて許可申請を行うこととなります。

特定都市河川流域内で、事業の規模は**1,000㎡以上**ですか？

Yes

No

事前協議が必要です
問合せ窓口までお問い合わせください

工事の実施が可能
事前協議は不要ですが、
雨水流出抑制の努力義務があります
※特定都市河川浸水被害対策法第40条

雨水浸透阻害行為の面積は**1,000㎡以上**ですか？

Yes

No

許可申請が必要です
問合せ窓口までお問い合わせください。
※特定都市河川浸水被害対策法第30条

工事の実施が可能
許可申請は不要ですが、
雨水流出抑制の努力義務があります
※特定都市河川浸水被害対策法第40条

許可後、**工事の実施が可能**となります。

【問合せ窓口】 ◆中川流域への特定都市河川浸水被害対策法の適用に関する問合せ

愛媛県東予地方局 今治土木事務所 管理課

☎0898-32-8808

愛媛県東予地方局 建設部 管理課

☎0897-56-1305

◆雨水浸透阻害行為の技術的審査について

愛媛県東予地方局 今治土木事務所 河川港湾課

☎0898-31-7774

愛媛県東予地方局 建設部 河川港湾課

☎0897-55-4712

今治市 建設部 農業土木課（指定日以降窓口）

☎0898-36-1543

西条市 建設部 建築審査課（指定日以降窓口）

☎0897-52-1559



今治市



西条市